

学習支援事業の拡充に係る考え方について

1 現状・背景

中野区においては、「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)」及び「中野区生活困窮世帯学習支援事業実施要綱(平成27年4月1日要綱第62号)」に基づき、生活困窮者である児童生徒の学習習慣の定着及び学力の向上を図ることを目的として、平成27年度から、就学援助受給世帯の児童生徒を対象に「中野区学習支援事業」を実施している。

現在は、学習支援に実績のある事業者等に委託し、集合型個別指導の形式で学習支援を実施しており、小学6年生から中学3年生までの児童生徒約270名が参加しているところである。

本事業は、これまでも事業の充実・改善を図るなど、児童生徒の学習習慣の定着や学力の向上、高校進学等について、一定の実績や効果を上げてきたが、子どもの貧困対策において、特に学習支援は、貧困の連鎖防止に資する重要な事業であり、また、中野区の生活困窮世帯の子どもの学習状況や参加者のニーズ等を踏まえると、より一層の支援が必要であり、事業のさらなる充実が求められる。

2 主な課題

(1) 支援対象について

① 対象学年

困窮層の子どもは、一般層の子どもに比して、学習に課題がある割合が高く、特に小学校中学年頃から勉強につまずきを感じ始める。また、学習支援事業の参加者からも、より早期からの支援を望む声が多い。

については、現在の小学6年生よりも早い段階から、学習習慣の定着や学習方法の習得を図る必要がある。

② 対象世帯

ひとり親家庭は困難に直面しやすく、生活に困窮する家庭も多いため、他自治体においても、ひとり親家庭まで含めて実施している例が半数以上に上る。

については、現行の就学援助受給世帯に加え、支援を必要とするひとり親家庭も対象に加える必要がある。

(2) 支援内容について

① 受講回数

中学生の通塾回数は、週2回以上が多くを占める状況や、また参加者からも受講回数増加の要望がある。

については、一般家庭と同程度の通塾頻度を確保するとともに、学ぶ意欲のある子どもに対しては、その意欲に応じた学習の機会を提供する必要がある。

② 指導体制

中学校進学後すぐに学習につまずく子どももいることから、小学6年生については、中学校進学を前に、基礎学力の定着を図るため、よりきめ細やかな指導を行う必要がある。

3 今後の方向性

(1) 支援対象の拡大

① 対象学年の拡大

より早い時期から学習方法の習得と学習習慣の定着を図るため、現在の小学6年生に加え、4・5年生を支援対象とし、段階的に対象学年を広げる。

② 対象世帯の拡大

生活に困窮する世帯を支援するため、就学援助受給世帯に加え、ひとり親家庭のうち児童扶養手当受給世帯を対象とする。

(2) 支援内容の充実

① 受講回数の増加

子どもの学ぶ意欲を尊重し、中学生においては、希望する生徒は、週2回の受講を可能とする。

② 指導体制の充実

中学校進学に向けた基礎学力の確実な定着を図るため、小学6年生については、指導体制を充実させ、よりきめ細やかな指導を行う。

4 今後の予定

上記を踏まえて、事業拡充に向けた具体的な検討を進め、令和5年度以降の実施内容に反映させる。